

令和4年度胃がん検診チェックリスト【集計用】

検診実施機関用チェックリストをもとにチェックリストの設問に対して、「はい」または「いいえ」の該当する欄に検診実施機関数を入力して下さい。
また「いいえ」と答えた機関に対し、指導を行っている場合は「指導有」の欄に「1」を入力して下さい。

①胃X線検査実施機関数	1 件（＝集団	1 件＋個別	0 件）
②胃X線調査対象機関数	0 件（＝集団	0 件＋自市町村に所在する個別機関	0 件）、
うち回答のあった機関数	0 件（＝集団	0 件 個別	0 件）
③胃内視鏡検査実施機関	23 件（うちX線取扱い	0 件）	
④胃内視鏡調査対象機関数	23 件（自市町村に所在する機関）（うちX線取扱い	0 件）	
うち回答のあった機関数	23 件（うちX線取扱い	0 件）	

	はい	いいえ	指導有
1. 受診者への説明			
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明していますか	23	0	0
(2) 精密検査の方法について説明していますか（胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など）	23	0	0
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明していますか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる（個人情報保護法の例外事項として認められている）	23	0	0
(4) 検診の有効性（胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明していますか	23	0	0
(5) 検診受診の継続（隔年※）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明していますか ※ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない	23	0	0
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明していますか	23	0	0
2. 問診、胃部エックス線撮影、胃内視鏡検査の精度管理			
(1) 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか※としていますか ※受診者に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択させること	23	0	0
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取していますか	23	0	0
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	23	0	0
(4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書※で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準 ^{注1} を満たしていますか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい）	-	-	-
(5) 胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記していますか	-	-	-
(6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式 ^{注1} によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記していますか	-	-	-
(7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意していますか	-	-	-
(8) 胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を習得していますか※ ※撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く	-	-	-
(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わる技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告していますか※ ※撮影技師が不在で、医師が撮影している場合は報告不要である	-	-	-
(10) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル ^{注2} を参考にし、仕様書に明記していますか	23	0	0

3.胃部エックス線読影の精度管理			
(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告していますか	-	-	-
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医としていますか	-	-	-
(3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影していますか	-	-	-
(4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	-	-	-
(5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	-	-	-
4. 胃内視鏡画像の読影の精度管理			
(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル ^{注2)} を参考にしていますか	23	0	0
(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェック [※] を行っていますか ※ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うことである。ただし、専門医 ^{※※} が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる ^{注2)} ※※専門医の条件(資格)は下記(3)参照	23	0	0
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を持っていますか	23	0	0
(4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか	23	0	0
(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	23	0	0
5.システムとしての精度管理			
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされていますか	23	0	0
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 [※] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告していますか ※がん検診の結果及びそれに関わる情報とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す	23	0	0
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 [※] (内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めていますか ※精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す	23	0	0
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会 [※] (自施設以外の胃がん専門家 ^{※※} を交えた会)を設置していますか もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加していますか ※胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指す。ただし専門医が複数勤務する医療機関で胃内視鏡検査を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる ^{注2)} ※※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家	23	0	0
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握 [※] していますか ※検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である	23	0	0
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めていますか	23	0	0

注1) エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行、
新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)を参照

注2) 日本消化器がん検診学会発行、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年度発行)を参照